

高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1. 個人市民税関係

(1) 市民税の課税の特例措置の延長

区 分	特例措置	適用期間
肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の特例措置	免税対象の肉用牛で、年間の出荷頭数が1,500頭まで、市民税の所得割の額を免除	平成30年度分まで (3年延長)
優良住宅地の造成等のための土地等の長期譲渡所得に係る市民税の特例措置	課税長期譲渡所得金額の合計が2,000万円以下の部分について、税率を3.0%から2.4%に軽減	平成29年度分まで (3年延長)

2. 固定資産税関係

(1) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入

対象資産等	課税標準額に乗じる割合 (参酌基準と同じ)
水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水、廃液処理施設 (平成28年3月31日までの間に取得したものに限り。)	1/3
大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 (平成28年3月31日までの間に取得したものに限り。)	1/2
土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設 (平成28年3月31日までの間に取得したものに限り。)	1/2
ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器） (平成29年3月31日までの間に取得したものに限り。)	3/4

(2) 固定資産税の課税の特例措置の創設

対象資産等	特例措置	適用期間
建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられ、国の補助を受けて改修工事を行った大規模建築物等（平成29年3月31日までの間に改修工事を行ったものに限り。)	当該建築物等に係る固定資産税額を1/2に減額	改修工事が完了した年の翌年度から2年度分